

○燕市つばめ子育て応援カード事業実施要綱

令和2年9月1日

告示第356号

(趣旨)

第1条 この告示は、妊婦、中学生以下の子ども及びその保護者に対し、つばめ子育て応援カード事業(以下「本事業」という。)に協賛する企業その他の団体及び個人事業主(以下「協賛企業」という。)の割引サービスその他の便宜の供与(以下「サービス」という。)を受けることができるつばめ子育て応援カード(スマートフォン等で表示するものを含む。以下「カード」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の申込み)

第2条 本事業に協賛しようとする企業その他の団体及び個人事業主は、つばめ子育て応援カード事業協賛企業申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、協賛企業として登録することが適当と認めるときは、協賛企業であることを示すステッカー等を交付するものとする。

(協賛内容の変更)

第3条 協賛企業は、前条第1項の規定により届け出た事項において変更が生じたときは、つばめ子育て応援カード事業協賛内容変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(協賛の辞退)

第4条 協賛企業は、本事業の協賛を辞退するときは、協賛によるサービスを終了する日の1月前までにつばめ子育て応援カード事業協賛企業辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(カードの交付)

第5条 カードは、市内に住所を有する者であって、次の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、右欄に掲げる枚数を交付する。

対象者の区分	1人当たりの枚数
--------	----------

妊婦（第7条第1項に規定するカードの有効期間の初日時点で、母子健康手帳の交付を受けている者）	1枚
中学生以下の子ども	1枚
中学生以下の子どもを養育している保護者	1枚（1世帯当たり2枚まで）

（利用の範囲）

第6条 カードを利用することができる者（以下「カード利用者」という。）は、前条のカードの交付を受けた者とする。

（カードの有効期間）

第7条 カードの有効期間（以下「有効期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において交付される場合の有効期間は、カードを交付された日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する要件を満たさなくなった者の有効期間は、カードを交付された日から当該要件を満たさなくなった日までとする。

（カードの使用制限）

第8条 カードの交付を受けた者が、第5条に規定する要件を満たさなくなったときは、当該カードを使用してはならない。

（サービスの享受）

第9条 カード利用者は、協賛企業のサービスを受けようとするときは、当該協賛企業にカードを提示しなければならない。

（不正利用に対する措置）

第10条 カード利用者は、カードを第三者に貸与してはならない。

2 市長は、カードを第三者に貸与し、又は不正に利用したものに対し、カードの発行の停止等の措置を講ずるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年3月10日告示第65号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。